

## 島原市ウェブページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島原市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条及び第14条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、島原市が作成し、及び管理しているウェブページ（以下「市ウェブページ」という。）に有料で広告掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ウェブページに広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告をいう。
- (2) テキスト広告 市ウェブページに広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の文字を掲載して行う広告をいう。

(広告種類及び基準)

第3条 市ウェブページに広告掲載する広告（以下「ウェブ広告」という。）の種類は、バナー広告及びテキスト広告とする。

2 ウェブ広告は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 島原市広告掲載基準
- (2) 別に定める島原市ウェブページ広告掲載基準

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は1か月を単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

2 市長は、市のサーバの保守等のため、市ウェブページの公開を停止する場合も、広告掲載の期間は延長しないものとする。ただし、市のサーバの停止する期間が1月に72時間を超えるときは、この限りでない。

(広告の募集)

第5条 ウェブ広告の募集は、市の公式のホームページ又は市の広報その他の方法で行うものとする。

2 市長は広告の募集に当たって、広告代理店等を介して行うことができることとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 ウェブ広告の広告申込者は、様式第1号の申込書を市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、第3条第2項各号に掲げる基準に適合する広告申込者が広告枠数を超えるときは、広告掲載の期間が長いものを優先するものとし、それでも広告枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号の通知書により広告申込者に通知するものとする。

(確認書等の提出)

第8条 前条の規定により広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する日までに様式第4号の確認書を市長に

提出しなければならない。

- 2 バナー広告の広告主は、市長が指定する日までに当該バナー広告の電磁的記録を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、広告掲載の期間、位置、市ウェブページの加工経費等を勘案し、市長が定める。

- 2 広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

- 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した日の属する月以降に係る既納の広告掲載料とする。

- 5 第3項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載の位置の変更)

第10条 市長は、広告枠数の変更、広告掲載するウェブ広告の数の変更、市ウェブページのデザインの変更又は市ウェブページの管理上の理由のため、市ウェブページを変更する場合は、広告掲載中のウェブ広告の市ウェブページ内の位置及び順番をその広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で変更することができるものとする。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告掲載の開始日が属する月の翌月以降にウェブ広告の変更（ウェブ広告の種類の変更を除く。以下この条において同

じ。)をすることができる。この場合において、ウェブ広告の変更は1月に1回までとする。

2 広告主は、ウェブ広告の変更をしようとするときは、様式第5号の変更申込書をウェブ広告の変更をしようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取り止め)

第12条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、様式第6号の申出書を広告掲載を取り止めようとする日の3日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除の通知)

第13条 市長は、要綱第9条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、様式第7号の通知書により広告主に通知するものとする。

(裁判管轄)

第14条 広告掲載に関する訴訟については、島原市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成18年10月25日から施行する。

附 則

この要領は平成23年11月22日から施行する。